

【団体登録の方法（地域登録団体・登録団体・一般団体等）】

団体および個人の方が、地域住民の相互交流を図り、自主的・継続的な活動を行い、次の各登録団体の要件をすべて満たす場合、登録することができます。

登録すると、インターネットから利用の予約や取消しをすることができるようになります。

1 登録団体の要件

	地域登録団体	登録団体	一般団体等
構成員	○構成員が5名以上※ ○構成員の5割以上が区内在住・在勤または在学者かつ、5割以上が登録する地域集会施設の地域に在住・在勤または在学していること	○構成員が5名以上※ ○構成員の5割以上が区内在住・在勤または在学者	○構成員が2名以上の団体または個人
	※ 講師謝礼が発生する講師および指導員を除き、同一世帯のみで構成されていないこと		
その他	①団体の代表者が成人で、区内在住、在勤または在学者		
※全団体 共通事項	②構成員が謝礼を得て開く教室形式等の活動をする指導者でないこと。 (講師謝礼等が発生する講師および指導者が団体の代表者または連絡担当者でないこと。)		
	③既に届出をしている団体と同一とみなされる団体でないこと。(他の登録団体の活動内容と同一の場合、構成員の5割以上が同じでないこと。)		
	④暴力団または暴力団員の統制下にある団体でないこと。		

この地域集会施設での地域登録団体住所要件

※各施設で地域登録団体住所要件は異なります。登録される施設にご確認ください。

2 登録に関わらず、利用できない活動

- (1) 営利を目的とする事業またはそれに類する行為（収益を確保するために地域集会施設において販売、宣伝、勧誘等を行う行為）
- (2) 利用者、近隣住民に迷惑となる行為、公序良俗に反する行為
- (3) 当日の参加者が不特定多数で、事前に把握できていない場合や、また、当日に練馬区民が一人もいない場合
- (4) 特定の政治上の主義および宗教の教義を推進または反対を目的とする活動（不特定多数の第三者を対象として、組織の宣伝や思想の普及を目的とした集会・布教目的の活動や宗教行事 など）

3 登録の方法

- (1) 登録を希望する地域集会施設へ、地域登録・登録団体は「団体登録申請書」と「構成員名簿」に、一般団体等は「一般団体等登録申請書」に必要事項を記入し、ご提出ください。
- (2) 提出の際に、代表者が区内在住・在勤または在学者であるか確認させていただきます。確認できる書類をお持ちください。(運転免許証・健康保険証・社員証・学生証など)
- (3) 受付時間は、休館日を除く午前9時から午後5時までです。

4 団体登録すると次のような利用ができます。

	地域登録団体	登録団体	一般団体等
抽選の参加	利用予定日の4か月前から抽選に参加できます。	利用予定日の3か月前から抽選に参加できます。	抽選には参加できません。
利用申込の開始	利用予定日の3か月前から先着順で予約できます。	利用予定日の2か月前から先着順で予約できます。	利用予定日の2か月前から先着順で予約できます。
使用料の減額	通常の半額の料金で利用できます。	通常の半額の料金で利用できます。	通常の料金です。

※抽選等の申込方法は別紙「地区区民館の利用方法について（全利用者）」

「地域集会所の利用方法について（全利用者）」をご覧ください。

5 登録の有効期限

西暦の偶数年の9月30日利用分まで有効です。(例) 2026年9月30日

団体登録証に記載されています。

※更新手続きがされない場合、有効期限以降の利用について、登録団体としての利用はできなくなりますので、ご注意ください。

6 登録の取消し

- (1) 団体登録申請書の内容に偽りがあったとき。
- (2) 登録団体の名義を譲渡、または転貸したとき。
- (3) 練馬区立地区区民館条例、条例施行規則、地域集会所条例、条例施行規則、地域集会施設団体登録要綱、地域集会施設予約システムの一般団体等登録要綱に違反したとき。
- (4) 上記「2 登録に関わらず、利用できない活動」を行ったとき。

7 使用料の減免

下記に該当する場合は、①使用料減免申請書、②構成員名簿を提出することで、規定の減免が受けられます。

- (1) 構成員の半数以上を75歳以上の区民等が占める10名以上の団体が利用するとき。
免除

- (2) 区が後援する事業で利用するとき。 5割減額
- (3) 幼稚園、小学校、中学校および特別支援学校以外の区内の学校が教育目的のために利用するとき。 5割減額
- (4) 登録団体、地域登録団体または別に定める旭町南地区区民館特別施設登録団体が利用するとき。 5割減額
- (5) 構成員の半数以上を身体障害者、知的障害者または精神障害者の区民等が占める10人以上の団体が利用するとき。 5割減額
- (6) 構成員の半数以上を65歳以上の区民等が占める10人以上の団体が利用するとき。 5割減額
- (7) 構成員の半数以上を中学生以下の区民等が占める10人以上の団体が利用するとき。 5割減額

8 団体登録証とパスワード

- (1) 登録時に団体登録証とパスワードを発行します。窓口で手続きをする時は、団体登録証をご提示ください。
- (2) パスワードを忘れた場合や団体登録証を紛失した場合は窓口に来る方の本人確認ができるもの（氏名が入っていれば可）をお持ちになり、窓口で再交付を受けてください。（平日の午前9時から午後5時まで）

9 団体登録の申請内容等について

(1) 申請内容（活動内容・構成人員・連絡担当者等）に変更が生じた場合

代表者、連絡担当者は、団体の構成員状況について常に把握するとともに、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに「団体登録変更申請書」を提出してください。申請内容と異なる活動や状況である場合には、団体登録を取り消す場合があります。

(2) 団体登録申請した内容と違う場合の施設利用について（地域登録・登録団体のみ）

団体登録申請した構成員ではない者（体験者や見学者を除く）や活動内容が違う場合の施設利用は、登録外団体（団体登録していない団体）としての利用となるので、使用料の免除・減額はありませぬ。利用申請は窓口のみでの受付になり、提出期間の優遇もありません。

※団体登録の申請に際しては、登録要件の確認等について、事前に構成員全員の同意を得ておいてください。

※名簿に記載された構成員で団体として利用するのが原則です。利用実態にあった申請をしてください。

10 その他

(1) 団体の解散について

団体を解散・廃止する場合は、「地域登録・登録団体」は登録団体解散届を、また「一般団体等」は登録廃止届の提出が必要になります。事務室にお申し出ください。

(2) 団体の活動内容の問い合わせについて（地域登録・登録団体のみ）

一般の方からの問い合わせがあった場合、団体の活動の見学をお勧めしています。状況により問い合わせの方の名前と連絡先を伺い、施設から団体の連絡担当者へ連絡

したり、問い合わせの方に連絡担当者の連絡先をお伝えしたりする場合があります。
なお、問い合わせの方に連絡担当者の氏名・連絡先を教えても差し支えない団体
は、団体登録時に「団体登録申請書」の備考欄「団体の活動内容・連絡担当者（氏
名・電話番号）の公表」の項目の「可」に「○」を付けてください。

練馬区 地域振興課 地域施設係
各地域集会所